

Q1

ヘイトスピーチって何？



A1

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと言われています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たると言われています。

Q2

ヘイトスピーチの何が問題なの？



A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。



Q3

ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？



A3

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法(※)にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年5月24日成立、同年6月3日施行)

(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許

されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

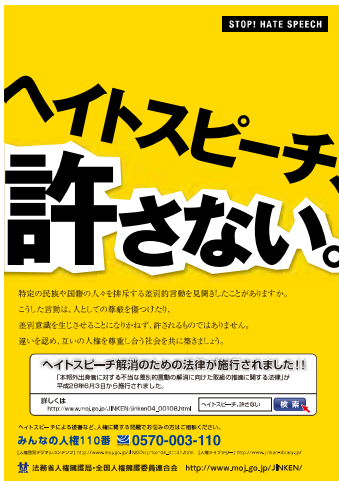
法務省の取り組み

法務省では、ヘイトスピーチをなくすために様々な活動を行っています。
ここでは、その一部を紹介します。

1 ポスターやDVDの作成・配布

「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを使ったポスターを、地方公共団体や交通機関などに配布したほか、外国人と人権をテーマとする啓発DVDを作成しました。また、大型ビジョンを使った啓発活動を実施しました。

●ポスター



●啓発DVD「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



●大型ビジョン(神奈川県川崎市)



2 インターネット上での啓発活動

インターネット上で「ヘイトスピーチ、許さない。」のバナー画像などを掲載しました。また、ヘイトスピーチをテーマとした動画を作成し、法務省YouTubeチャンネルで公開しています。

● 動画



● バナー広告



3 地方公共団体と協力して行う啓発活動

地方公共団体と協力し、ヘイトスピーチをなくすための啓発活動を行っています。

● 大阪駅



● 甲子園球場





ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する
問題でお悩みの方はご相談ください。

(全国共通)

ゼロゼロみんな の ひやくとおぼん

みんなの人権110番  **0570-003-110**

(全国共通・通話料無料)

ゼロゼロなな の ひやくとおぼん

子どもの人権110番  **0120-007-110**

(全国共通)

ゼロ ナナゼロ の ハートライン

女性の人権ホットライン  **0570-070-810**

インターネット人権相談受付窓口



インターネット人権相談 じんけんそうだん けんさく 検索

● パソコンからは

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

● 携帯電話からは

http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html



外国語人権相談ダイヤル (全国共通)

 **0570-090911**

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

対応言語 中国語, 韓国語, 英語, フィリピン語, ポルトガル語及びベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上, 管轄の法務局・
地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口

● 英語版 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html

● 中国語版 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html

ヘイトスピーチ、許さない!!

大阪市では

大阪市ヘイトスピーチ

への対処に関する条例

を制定しています。

詳しくは、大阪市ホームページ「ヘイトスピーチ」で
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000365094.html>

ヘイトスピーチの被害にあった、
ヘイトスピーチを見た、聞いた
など、ヘイトスピーチに関して
お悩みの方はこちらへご相談ください。

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

専用電話 **06-6208-7612**

まずはお電話でお問い合わせ
ください。(面談要予約)

受付時間:

平日 9:00～12:15

13:00～17:00(17:30終了)

